

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成27年10月4日 10時33分ごろ
発生場所	石川県金沢市内灘町沖 金沢港西防波堤灯台から真方位056°4,500m付近 (概位 北緯36°40.0′ 東経136°38.5′)
事故の概要	プレジャーボートステーターは、北進中、転覆した。 ステーターは、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月2日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ステーター、5トン未満（長さ3.21m）
船舶番号、船舶所有者等	240-46476石川、歎信寺
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が、1人で乗り組み、家族（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、短時間の巡航目的で、船尾に腰を掛けて船外機の舵を握って操船に当たり、北進した。</p> <p>本船は、左舷側から波を受けた際、船長が体のバランスを崩し、右舷側に傾斜して2人共落水し、転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、近くで見ていた水上オートバイによって本船と共に救助された。</p> <p>船長及び同乗者は、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、波の影響がこれほど大きいとは思わなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北進中、沖合からの波を船横方向から受けたことから、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、沖合からの波を船横方向に受けたため、右舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型のボートの出航判断に関しては、波浪の影響を十分に考慮すること。